アドプトフォレスト <u>活動地名</u> <u>活動名</u> 協定書

事業者名(以下「甲」という。)、森林所有者(以下「乙」という。)、活動支援団体(以下「丙」という。)、市町村(以下「丁」という。)及び大阪府(以下、「戊」)は、別添「アドプトフォレスト活動名計画書」(以下「計画書」という。)に基づき甲が行う森づくり活動(以下「活動」という。)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 甲は、第2条に規定する森林において、活動を実施することにより森林環境の保全に貢献するものとし、乙、丙、丁及び戊は、甲の活動に対し誠意をもって協力する。

(活動の対象とする森林)

- 第2条 この協定により、甲が活動を行う森林(以下「協定対象森林」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)森林の所在 <mark>活動地の住所</mark>
 - (2)面 積 <u>○. ○h a</u>
 - (3)対象区域 計画書図面による

(協定期間)

- 第3条 この協定の有効期間は、 令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。
- 2 甲、乙、丙、丁及び戊は、協定期間満了後も引き続き協定を更新しようとする時は、協定期間満了日までに、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ、改めて所要の手続きをとる。
- 3 乙は、この協定期間中に土地を第三者に譲渡する場合は、当該第三者にこの協定に定める甲の権利及び義務を承継させるとともに、予め甲に通知する。

(活動の実施および保証の制限)

- 第4条 甲は、協定対象森林における活動を計画書に基づき実施するものとし、丙は活動実施において、甲を支援する。ただし、甲は、計画書に記載の活動内容の達成を保証するものではない。
- 2 活動の実施にあたっては、甲の社員およびその関係者が乙所有の第2条の土地に立ち入って活動することについて乙は承諾する。

(所有権)

第5条 協定区域の土地に植栽する樹木等の所有権は、乙に帰属し、甲、丙、丁及び戊はその

所有権その他いかなる物権も主張しないものとする。ただし、乙が別に物権を認めたもの についてはこの限りではない。

(指導及び助言)

第6条 乙、丙、丁及び戊は、甲がこの協定に基づく活動を適切に実施できるよう指導及び助言等を行う。

(信義誠実の義務)

第7条 甲、乙、丙、丁及び戊は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

(その他)

第8条 この協定の履行に必要な事項であって、定めのない事項、若しくは協定事項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁及び戊が、協議して定める。

この協定の証として、この証書を5通作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和○年○月○日

事業者名 甲 役職 氏名 土地所有者の住所 氏名 活動支援団体名 丙 役職 氏名 市町村町名 丁 市長村長 氏名 大阪府○○農と緑の総合事務所 戊 所長 氏名